３０　保　育　料

（１）保育料

認可保育所等を利用する児童の月額基本保育料は、無償です。

【対象施設】
・認可保育所、認定こども園
・地域型保育事業（小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業、居宅訪問型事業）

【対象外】
延長保育料、実費費用（通園費用、行事費用など）は、無償化の対象外です。

- 保育料は居住自治体にて決定されます。文京区外から通園するお子さまの保育料は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

- 入所選考時の優先順位・区立保育園月極延長保育料の決定については、P44 の基準表に基づきます。

- 月極延長保育を利用しない方も、**保育料階層を確定させ、副食費※の負担区分を決定する必要がある**ことから P28 に該当する方は課税通知書等のご提出が必要となります。

※　お子さまの給食費のうち、主食費（お米など）を除いた、おかず、おやつ、牛乳、お茶などの費用のことです。副食費は、区民税所得割額が 57,700 円未満の場合等の免除対象者を除き、本来は保護者の皆様にご負担いただくものですが、文京区では保育　サービスの一環として、区が負担しております。そのため、保育料階層を確定させ、免除対象（国の負担）となるか、区の負担となるかを確認する必要があるため、課税通知書等のご提出をお願いしております。

東京都の第一子無償化により、令和７年９月から、認可保育所等を利用するすべてのお子さまの月額保育料は無償となりました。



保　育　料　徴　収　金　基　準　額　表

階層区分	所得等の状況		月額保育料(円)	延長保育料(円) 4・5歳クラス	3　歳クラス	1・2歳クラス
A	被生活保護世帯			0	0	0
B	区民税非課税世帯			0	0	0
C	区民税均等割のみ			600	600	600
D0	区民税所得割	48,000円未満				
D1		48,000 ～ 49,000円未満		900	900	900
D2		49,000 ～ 58,000円未満				
D3		58,000 ～ 66,000円未満				
D4		66,000 ～ 85,000円未満		1,000	1,000	1,500
D5		85,000 ～ 103,000円未満		1,200	1,200	1,900
D6		103,000 ～ 121,000円未満		1,400	1,400	2,100
D7		121,000 ～ 139,000円未満		1,500	1,500	2,300
D8		139,000 ～ 157,000円未満		1,600	1,700	2,500
D9		157,000 ～ 185,000円未満		1,800	1,800	2,700
D10		185,000 ～ 221,000円未満			1,900	2,900
D11		221,000 ～ 256,000円未満	0（無料）		2,000	3,100
D12		256,000 ～ 280,000円未満			2,100	3,200
D13		280,000 ～ 303,000円未満			2,200	3,400
D14		303,000 ～ 324,000円未満				3,500
D15		324,000 ～ 342,000円未満				3,700
D16		342,000 ～ 360,000円未満				3,800
D17		360,000 ～ 378,000円未満				4,000
D18		378,000 ～ 468,000円未満				4,300
D19		468,000 ～ 501,000円未満				4,800
D20		501,000 ～ 546,000円未満				5,300
D21		546,000 ～ 666,000円未満				5,700
D22		666,000 ～ 890,000円未満		2,200	2,600	6,200
D23		890,000 ～ 1,220,000円未満				6,700
D24		1,220,000 ～ 1,520,000円未満				7,200
D25		1,520,000円以上				7,700

〇お子さまのご年齢・保護者の所得に関わらず、月額保育料は無料です。
〇上記表の税額は年額です。区民税所得割額は、住宅借入金等控除・配当控除等がある場合は、控除前の税額を適用します。
〇根津保育園０歳児クラス（満１歳以上）在籍で延長保育を利用する場合、１・２歳クラスの延長保育料を適用します。
〇定額減税により控除されるべき金額があるときは、定額減税反映後の区民税所得割額を用いて算定します。

保育料階層・月極延長保育料の目安を
確認できる Excel ツールを
区ホームページに掲載しています。
申請前にぜひご利用ください！！
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001766.html#keisan

目次へ戻る

（２）保育料の算定について

保育料は世帯の住民税額（区民税所得割額）によって算定され、毎年９月に切り替わります。

保育料の切り替え

←　令和９年　→

令和９年４月から令和９年８月まで	**令和９年９月から令和10年３月まで**
令和８年度住民税により決定 ※ 令和８年度の住民税額は前年令和７年中の所得により決定致します。	**令和９年度住民税により決定** ※ 令和９年度の住民税額は前年令和８年中の所得により決定致します。
参考資料 **令和８年度課税・非課税証明書** **令和８年度住民税決定通知書**	参考資料 **令和９年度課税・非課税証明書** **令和９年度住民税決定通知書**

※ 保育料階層決定後、住民税額が変更となった場合、幼児保育課入園相談係までご連絡ください。

※ 住民税の申告が無い方や文京区に転入された方で課税証明書等の提出が無い場合は、最高階層（D25）となります。選考において同点時に不利になるほか、区立保育園の月極延長保育の保育料についても最高階層（D25）で決定します。

※ 住民税額についてのお問い合わせは課税元自治体の税務主管課へお問い合わせください。

※ 海外での収入がある場合は、海外での収入金額・控除が分かる書類をご提出ください。

（３）区立保育園の延長保育料のお支払い方法

保育料の支払いは**口座振替**（手数料無料）をご利用ください。
口座振替を希望しない場合は、納入通知書（納付書）にてお支払いいただきます。

【引き落とし日・納期限】

当月末日（月末が土・日・祝日の場合、翌営業日）

保育料について
（文京区ホームページ）

※ 引き落とし日の前日までに口座残高の確認をお願いします。

※ 口座振替の登録については、入園内定後にご案内します。

※ 「保育料等納付証明書」の発行をご希望される場合は、幼児保育課入園相談係までご連絡ください。

※ 口座振替対応の金融機関は、区ホームページ（上記二次元コード）をご確認ください。

【私立保育園、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業をご利用の方】

延長保育料の納入方法や納期限については、各施設に直接ご確認ください。

保育料を決定するための資料　P28